

## 朝来市総合計画審議会条例

## (設置)

第1条 地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第138条の4第3項の規定に基づき、朝来市総合計画審議会（以下「審議会」という。）を置く。

この条は、総合計画審議会の設置根拠を定めたもので、地方自治法に定める附属機関として設置するものです。

## (所掌事務)

第2条 審議会は、市長の諮問に応じ、法第2条第4項の規定による市の基本構想及びこれに基づく基本計画の策定に関する事項について調査及び審議し、その結果を市長に答申するものとする。

この条は、審議会の所掌事務を定めたもので、法第2条に定める基本構想とともに基本計画策定に関する調査審議を行い、その結果を市長に答申することを定めたものです。

## (組織)

第3条 審議会は、委員20人以内で組織する。

2 委員は、審議会の所掌事務について優れた識見を有し、かつ公正な判断をすることができる者のうちから、市長が委嘱する。

第1項は、委員数を20人以内と定めるものです。

第2項は、委員の要件及び委員選任の方法を定めたものです。

## (任期)

第4条 委員の任期は、審議会の所掌事務を終了した時をもって満了とし、解嘱されるものとする。

この条は、委員の任期を定めたもので、第2条に定める基本構想及び基本計画に関する答申の時をもって任期満了とするものです。

## (会長及び副会長)

第5条 審議会に、会長及び副会長をそれぞれ1人置き、委員の互選により定める。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

この条は、審議会会長及び副会長の設置及び選出方法並びにその職務等を定めるものです。

(会議)

第6条 審議会は、会長が招集する。

- 2 審議会は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 3 審議会の会長は、会議の議長となる。
- 4 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは会長の決するところによる。
- 5 会長は、所掌事務について必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、意見又は説明を聴くことができる。

この条は、審議会の会議の運営方法等について定めるものです。

(オブザーバー)

第7条 審議会にオブザーバーを置くことができる。

- 2 オブザーバーは、審議会の所掌事務について専門的な知識又は経験を有する者のうちから市長が委嘱する。
- 3 オブザーバーは、会長の求めに応じ審議会に出席し、審議に関する助言又は協力を行うものとする。

第1項は、審議会審議の円滑な進行及び計画の実効性を担保するため、委員以外にオブザーバーを設置することができる旨を定めるものです。

第2項はオブザーバーの要件を、第3項はオブザーバーの業務を定めるものです。

(報酬)

第8条 委員の報酬は、朝来市委員会の委員等の報酬及び費用弁償に関する条例（平成17年朝来市条例第63号）の定めるところによる。

この条は、委員に対し報酬を支払う旨を定めたもので、当該報酬の額については、朝来市委員会の委員等の報酬及び費用弁償に関する条例に定めます。

(庶務)

第9条 審議会の庶務は、市長公室総合政策課において処理する。

この条は、審議会の庶務担当課を市長公室総合政策課と定めるものです。

(委任)

第10条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

この条は、審議会の運営に関し、この条例に定めのない事項についての委任を定めたものです。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

この項は、条例の施行日を公布の日と定めるものです。

(最初の審議会の招集)

- 2 この条例制定後初めて開催する審議会は、第6条第1項の規定にかかわらず、市長が招集する。

条例制定後、最初に開催する審議会については、経過措置として市長が招集することを定めたものです。

■留意事項

令和2年12月議会にて、朝来市の附属機関のうち、会議を招集することが困難な場合において、その所掌事務の円滑な執行を確保するための書面による審議が必要なものについて、当該書面による審議の特例を規定する改正案を提案しており、朝来市総合計画審議会も改正予定です。